**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島市安佐北区落合南二丁目二八二番地、最後の住所広島市安佐北区落合南二丁目一五番九号　被相続人　亡　竹本　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三日

広島市西区己斐上五丁目四〇番一四号、事務所広島市中区八丁堀一番八―三〇一号　相続財産管理人　森木　康夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県朝倉市入地二九七一番地、最後の住所福岡県朝倉市入地二九六六番地八　被相続人　亡　菅原　通敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号舞鶴栄光ビル四〇一号　相続財産管理人　司法書士　本田　昇

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県豊前市大字沓川四二九番地、最後の住所福岡県田川郡大任町大字今任原三九二四番地三四　被相続人　亡　青　サヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三日

福岡県田川市大字伊加利九三七番地一　相続財産管理人　畠山壽磨子

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年七月三日

一　墳墓等所在地　東京都港区麻布台二丁目三番一八号

一　墳墓等の名称　真浄寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　東京都中央区月島仲通　宮下友吉　宮下つる　宮下源吉　東京都港区広尾町　川田まき　川田喜一　東京都品川区南大井　萩原ハル　萩原作蔵　石沢まさ　浦和市前地町　石井扇吉　石井太郎　石井みね　本籍不詳　芳垣梅吉　藤谷トミノ　長沢徳太郎

一　改葬を行おうとする者　東京都港区麻布台二丁目三番一八号　宗教法人真浄寺　代表役員　大島　久明

**前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告**

割賦販売法第三十五条の三の三において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　有限会社ちまきや友の会

二、代表者の氏名　井上　秀則

三、本店の所在地　山口県山口市中市町三番三号

四、営業所の所在地

①山口県防府市栄町一―六―五

②山口県萩市土原字川島沖田四九〇―三

③山口県宇部市中央町一丁目一〇

④山口県周南市新町二丁目二七―二

五、許可年月日　昭和四十九年三月一日

六、許可失効年月日　平成二十年十一月三十日

七、営業保証金の金額　金三十万円

八、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三の三において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中国経済産業局長に提出してください。

九、前号の申出書の提出がないときは、第七号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されません。

平成二十一年七月三日

山口県山口市中市町三番三号　有限会社ちまきや友の会　清算人　井上　秀則

**有料職業紹介事業保証金取戻し公告**

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　有限会社新川オフィス　有限会社新川オフィス　東京都港区虎ノ門三丁目一一番一二号水野ビル八階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出してください。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年七月三日

東京都港区虎ノ門三丁目一一番一二号水野ビル八階　有限会社新川オフィス　取締役　ディブルクレイグテレンス

**宅地建物取引業者営業保証金取戻し公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年7月3日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ビッグ・ビー不動産管理株式会社　②栃木県知事(1)第4575号　③代表取締役　大橋英樹　④栃木県宇都宮市上戸祭町231番地10　⑤1000万円　⑥栃木県知事　⑦栃木県宇都宮市上戸祭町231番地10　ビッグ・ビー不動産管理株式会社　代表取締役　大橋英樹

①齊藤建設　②福井県知事(2)1285　③齊藤桂　④福井県丹生郡越前町西田中25―2　⑤割引国庫債券1000万円　⑥福井県知事　⑦福井県丹生郡越前町西田中25―2　齊藤桂

①株式会社エヌエイチケイ名古屋ビルシステムズ　②愛知県知事(2)19906　③代表取締役　長縄年延　④愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番３号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番３号　株式会社エヌエイチケイ名古屋ビルシステムズ　代表清算人　長縄年延

①藤建総業株式会社　②広島県知事(5)4943　③代表取締役　本藤洋　④広島県広島市南区本浦町39番15号　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島県広島市南区本浦町39番15号　藤建総業株式会社　代表取締役　本藤洋

①なかにし総合企画　②福岡県知事(1)15122　③中西學　④福岡県太宰府市都府楼南１―４―11　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県太宰府市都府楼南１―４―11　中西學